

年 月 日

(宛先)防府市長

所 在 地  
申請者 名 称  
代 表 者 氏 名 印

### 幸せますデイステーション事業実施申請書

一般介護予防事業による幸せますデイステーション実施要綱第5条の定める団体として、事業を実施しますので、同要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請 (事業実施) 者	フリガナ				
	団体の名称				
	団体の所在地	(郵便番号      -      )			
	連絡先	電話番号	(      )	FAX番号	(      )
	団体の種別				
	代表者の氏名	フリガナ			
		氏名			
	代表者の住所	(郵便番号      -      )			
	事業の目的 及び概要				
	事業開始予定日				

年 月 日

様

防府市長

印

**幸せますデイステーション事業実施者決定通知書**

幸せますデイステーションの事業実施者として、下記の条件を付けて決定しましたので、一般介護予防事業による幸せますデイステーション実施要綱第10条の規定により通知します。

団体の名称	
団体の所在地	
代表者の氏名	
サービスの種類	
事業開始予定日	
条件	一般介護予防事業による幸せますデイステーション実施要綱を遵守すること。

年 月 日

(宛先)防府市長

所 在 地  
申請者 名 称  
代 表 者 氏 名 印

**幸せますデイステーション事業変更承認申請書**

幸せますデイステーションの内容等について、下記のとおり変更しますので、一般介護予防事業による幸せますデイステーション実施要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

事業実施者決定通知日					
変 更 後	フリガナ				
	団体の名称				
	団体の所在地	(郵便番号      —      )			
	連絡先	電話番号	(      )	FAX番号	(      )
	団体の種別				
	代表者の氏名	フリガナ			
		氏名			
代表者の住所	(郵便番号      —      )				
事業の目的 及び概要					

年 月 日

(宛先)防府市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

**幸せますデイステーション事業廃止・休止・再開承認申請書**

幸せますデイステーションの廃止・休止・再開しますので、一般介護予防事業による幸せますデイステーション実施要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

事業実施者決定通知日	
団体の名称	
団体の所在地	
代表者の氏名	
事業廃止・休止・再開日	

年 月 日

様

防府市長

印

**幸せますデイステーション事業変更承認通知書**

幸せますデイステーションの変更について、次のとおり承認しましたので、一般介護予防事業による幸せますデイステーション実施要綱第12条の規定により通知します。

変更承認申請日	
団体の名称	
団体の所在地	
代表者の氏名	
承認する変更内容	

年 月 日

様

防府市長

印

**幸せますデイステーション事業廃止・休止・再開承認通知書**

幸せますデイステーションの廃止・休止・再開について、次のとおり承認しましたので、一般介護予防事業による幸せます型デイステーション実施要綱第12条の規定により通知します。

承認申請日	
団体の名称	
団体の所在地	
代表者の氏名	
廃止・休止・再開日	

年 月 日

(宛先)防府市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印  
電話番号

**幸せますデイステーション補助金交付申請書**

幸せますデイステーションの実施に係る補助金の交付について、一般介護予防事業による幸せますデイステーション実施要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

実施事業名	実施年月	交付申請額	関係書類

事業の実施状況及び利用者を明示し、補助対象経費の額が分かる書類(領収書の写し等)を添付すること

様

防府市長 印

**幸せますデイステーション補助金交付決定通知書**

年 月 日付けで申請のありました幸せますデイステーション補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、一般介護予防事業による幸せますデイステーション実施要綱第15条の規定により通知します。

実施事業名	実施年月	補助金交付額



年 月 日

様

防府市長

印

**幸せますデイステーション補助金交付決定取消通知兼返還請求書**

下記の幸せますデイステーション補助金について、交付決定を取消しますので、一般介護予防事業による幸せますデイステーション実施要綱第24条の規定により通知し、下記交付額の返還を請求します。

事業名	実施年月	交付決定日	返還請求額

交付決定取消事由	
----------	--

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定を行ったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に防府市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、防府市を被告として(訴訟において防府市を代表する者は、防府市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。